

糖尿病・高血圧・脂質異常症(コレステロールや中性脂肪)のいずれかで通院している患者様へ

厚生省が発表した診療報酬改定により、糖尿病・高血圧・脂質異常症(コレステロールや中性脂肪)のいずれかで通院している場合、**令和6年(2024年)6月1日から「生活習慣病管理料」を算定するように指示がありました。**

「生活習慣病管理料」を算定する患者様には医師からきちんと説明いたします。

また指導内容・検査結果を記載した「療養計画書」へ署名(サイン)を頂く必要がありますので、どうかご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。



変更点は以下の通りです。

- ・患者様により窓口負担額が約-50円～+1200円程(自己負担割合にもよる)変わります
- ・患者様の日頃の生活習慣をスタッフが確認し、必要であればアドバイスをいたします
- ・生活習慣病の治療に関する療養計画書を定期的にお渡しします